

No.	項目	質問内容	回答
1	着工日	着工日を証明するための資料等は必要か？	特に必要ありません。審査機関としては検査申請書第3面の「工事着手日」にて新法適用か否かを確認しますので、工事監理者の責任において実際に工事に着手した日付を記入してください。
2	木造基準 (接合金物)	Zマーク金物やCマーク金物以外で、第三者機関の性能試験成績証明書等にて耐力が確認できる金物は使用できるか？	使用可能です。
3	添付図書 (基準法)	これまでの戸建住宅（旧4号建築物）においては、準防火地域内（特例4号）の場合のみ各居室の採光計算が求められていたが、改正後（新2号建築物）は準防火地域に関係なく全て採光計算が必要となるのか？	新2号建築物は「特例なし」となりますので、採光規定を含めてすべての関係規定が審査対象となります。したがって、準防火地域内か否かによらず、採光計算等の検討図書が必要となります。
4	添付図書 (基準法)	長期優良住宅を取得することで省エネ適判は省略できるとのことだが、同様に確認申請における壁量計算等の構造関係図書も省略できるか。	確認申請における構造関係図書は省略できません。建築基準法で求められている検討を確認申請時に添付してください。
5	木造基準 (接合金物)	接合金物の選定は、N値計算と告示のどちらでもよいか。	N値計算と告示のどちらでも結構です。（原則告示で部分的にN値計算によるといった併用も可能です。）ただし、階高が3.2mを超える場合はN値計算（又は構造計算）が必須となりますのでご注意ください。 【参考】国交省マニュアル（第3版） P100
6	地盤調査	建て替え等で確認申請時点では地盤調査が実施できない場合があるが、地盤調査報告書がなければ確認済証は交付されないのか？	確認申請時点で地盤調査の実施が困難な場合は、何らかの方法で地盤の種類を確認したうえで施行令第93条の表による地盤の許容応力度を採用することが可能です。この場合、基礎工事にとりかかる前に地盤調査を行い、検査時に地盤調査報告書を提示してください。 なお、地盤調査の結果、地盤改良が必要となった場合は、 改良工事前に計画変更申請 設計変更の手続き（地盤改良後の地耐力が当初計画より減少しない場合は軽微な変更、減少する場合は計画変更申請） が必要となりますのでご注意ください。
7	地盤調査	建て替えの計画で既設の建築物がある場合、既設建築物の周囲でしか地盤調査が出来ないケースがあるが、その場合は既設建築物からの距離に決まりはあるか？（例えば既設建築物の四隅から〇m以内など。）	特に決まりはありません。 極力、計画建物の四隅付近となるよう、実施可能な範囲で調査位置を決定してください。
8	工事監理書類	基礎の鉄筋に関する工事監理書類はミルシートに限定されるのか？	法第37条（指定建築材料）に基づく工事監理書類となりますので、JIS規格品であることの確認ができるものであれば結構です。（ミルシートに限定するものではありません。）
9	手数料	新3号（特例有り）の手数料も変わるのか？	特例有りについては、現行（R6.10.1改定）の手数料から変更はありません。

No.	項目	質問内容	回答
10	省エネ基準（住宅）	「住宅の省エネ基準」と「住宅性能評価の等級」はどう違うのか？	「住宅の省エネ基準」は、①断熱等性能等級4 + ②一次エネルギー消費量等級4に“相当”するものですが、①に含まれる「結露発生防止対策」は省エネ基準には含まれません。したがって、「住宅の省エネ基準」の適合確認を行う省エネ適判においては、防湿シート明示や定常計算等の添付は不要です。
11	一次エネルギー（暖冷房設備）	完了検査後に施主が設置するエアコンについて、取り付けるエアコンの性能値（い〜は）が確定していれば、その性能値を採用してよいか？	一次エネルギー消費量計算にて評価する設備は、完了検査時点で設置されているものが対象となります。したがって、完了検査時に設置されていない設備は評価対象となりません。（「設置なし」としての評価となります。）
12	仕様基準（外皮の断熱性能等）	仕様基準は枠組壁工法でも使用可能か？	使用可能です。 仕様基準チェックリストにおいて「枠組充填」を選択してください。
13	仕様基準（共同住宅等）	共同住宅や長屋の仕様基準はあるか？	共同住宅等の仕様基準はありますが、チェックリスト（Excel）はご準備できておりませんので、仕様基準告示（H28国交告第266号）にて基準値等をご確認ください。 なお、設備に関する基準は一戸建ての住宅と同じです。
14	仕様基準（共同住宅等）	共同住宅や長屋は、1住戸ごとに外皮の仕様を決める必要があるのか？ また、界壁や界床も断熱材の施工が必要となるのか？	共同住宅等は1住戸ごとに仕様基準を満足する必要があります。 また、界壁や界床（仕様基準告示における「当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮」）は基準適用外となっていますので、断熱材の施工は必須ではありません。
15	省エネ基準（共同住宅等）	木造軸組工法の共同住宅等（軸組構法、枠組工法）の外皮の算定方法についての解説等がWEB上のどこに載っているか知りたい。	共同住宅等についての解説は公開されているものがあまりない状況です。 仕様基準については仕様基準告示（H28国交告第266号）をご確認ください。 <仕様基準告示> https://www.mlit.go.jp/common/001585391.pdf 外皮計算については、住宅性能評価・表示協会が提供している外皮計算シート(Excel)の「RC造等共同住宅（標準入力型）」の解説シートを参考にさせていただきます。 <外皮計算シート> https://www2.hyoukakyokai.or.jp/seminar/gaihi/keisansheet/
16	仕様基準（換気設備）	仕様基準チェックリストでは、換気設備は比消費電力が0.3以下となっているが、0.3超のものは仕様基準での評価はできないのか？（一次エネルギー消費量計算が必要か？）	仕様基準における設備機器は、チェックリストの選択肢にあるものしか適合になりませんので、比消費電力が0.3を超える換気設備は一次エネルギー消費量計算が必要です。この場合、省エネ適判の手続きが必要となりますのでご注意ください。

No.	項目	質問内容	回答
17	仕様基準 (換気設備)	熱交換換気設備を採用する第1種換気設備で比消費電力が0.3以下のものは仕様基準適合となるか？	仕様基準においては、第1種換気は熱交換換気設備を採用しないものに限り、内径75mm以上+DCモーターで適合となります。 熱交換換気設備を採用する場合は、比消費電力を有効換気量率で除した値が0.3以下であれば適合となります。 詳しくは仕様基準告示（H28国交告第266号）をご確認ください。
18	仕様基準 チェックリスト	基礎壁（外気側）部分に2種類の断熱材をする場合、入力できる項目が1つしかないがどのような入力をしたらいいか？ 例) ①玄関土間部分 → 押出法発泡ポリスチレンフォーム3種 b A 50mm ②その他一般部 → 吹付硬質ウレタンフォーム A種 1 75mm	仕様基準においては部位ごとに熱抵抗値の基準値が定められており、使用する断熱材の熱抵抗値が基準値以上であることが必要ですので、同一の部位に複数の断熱仕様がある場合は、チェックリストには熱抵抗値が小さい方を入力してください。 R （熱抵抗値）= d （断熱材厚さ）÷ λ （熱伝導率） ① $R=0.050 \div 0.028=1.786$ ② $R=0.075 \div 0.034=2.206$ ⇒①にて入力 （上記のような比較式を矩計図等に記載いただけると審査がスムーズに行えますのでご協力ください。）